

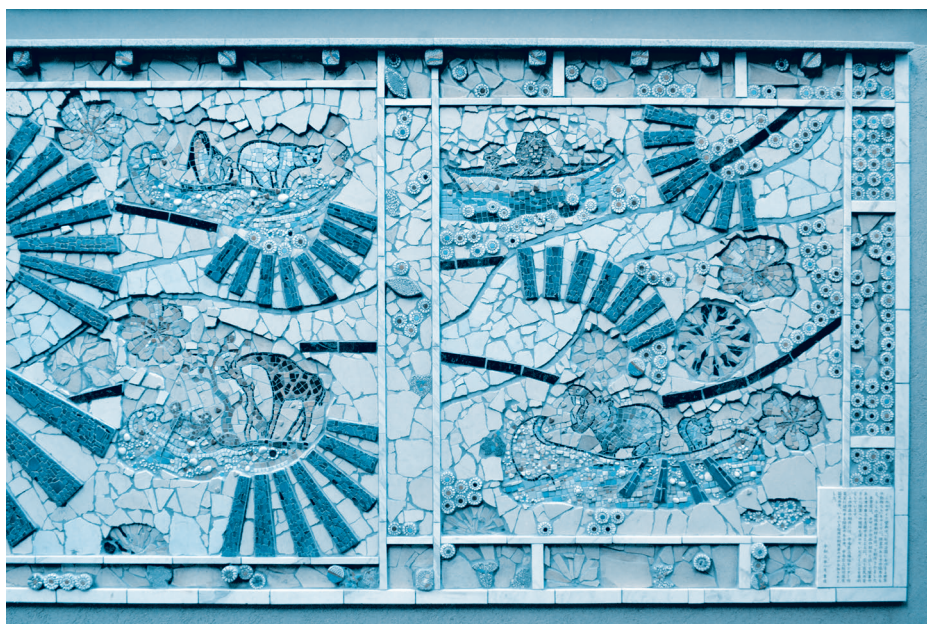
ちゅうおうくしょうがいしゃけいかく
中央区障害者計画・

だい き ちゅうおうくしょうがいふくしけいかく
第6期中央区障害福祉計画・

だい き ちゅうおうくしょうがいじふくしけいかく
第2期中央区障害児福祉計画

ばん
＜わかりやすい版＞

こせいゆた かがや とも く ちゅうおうく
～ だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区 ～



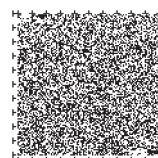
れいわ ねん がつ
令和3(2021)年3月



ちゅうおうく
中央区

このマークは、^{しかく}視覚に ^{しょうがい}障害のある方のための
^{おんせい}音声コード (ユニボイス) です。

^{せんよう}専用の読上装置や ^{よみあげそうち}スマートフォンアプリなどで
^よ読み取ると、^と記載内容を ^{きさいないよう}音声で ^{おんせい}聞くことが
できます。



1 はじめに

ちゅうおうく しょうがい ひと かぞく ささ
中央区は、障害のある人や その家族を 支えるために、

あたら けいかく つく
新しく 3つの計画を 作りました。

このパンフレットは 3つの計画の 取組や 目標を

しょうかい
紹介するものです。

3つの計画に書いてあること

ちゅうおうくしょうがいしゃけいかく 中央区障害者計画について

しょうがい ひと かぞく ささ とりくみ しょうかい
障害のある人や その家族を 支える取組を 紹介しています。

れいわ ねんど ねんど
令和3(2021)年度から 令和8(2026)年度までの

ねんかん けいかく
6年間の計画です。

だい き ちゅうおうくしょうがいふくしけいかく 第6期中央区障害福祉計画と

だい き ちゅうおうくしょうがいじふくしけいかく 第2期中央区障害児福祉計画について

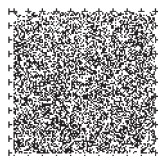
しょうがい ひと こ りよう ふくし
障害のある人や お子さんが 利用できる 福祉サービスを

しょうかい
紹介しています。

れいわ ねんど ねんど
令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度までの

ねんかん けいかく
3年間の計画です。

ひょうし しゃしん へいばん さくらがわけいろうかんとくふくごうせつ れいわ ねんどせっち
表紙の写真:モザイク平板(桜川敬老館等複合施設／令和2(2020)年度設置)



中央区障害者計画で取り組むこと

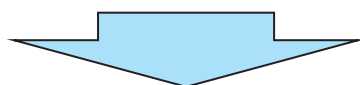
● 計画の基本理念と施策の方向性

基本理念は、中央区が 取組を 進めていくときに、
大切にしていることです。

施策の方向性は、いろいろな取組の 進め方について、
大きく 整理したものです。

＜障害者施策に関する基本理念＞

だれもが個性豊かに 輝き 共に暮らせるまち 中央区



＜施策の方向性1＞

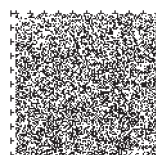
地域で暮らし続ける
ための仕組みづくり

＜施策の方向性2＞

個性豊かに 輝ける
環境づくり

＜施策の方向性3＞

だれもが共に
暮らせるまちづくり



(1)地域で暮らし続けるための仕組みづくり

「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」では、
5つのことに取り組みます。

①「相談支援体制の充実」のために

○相談をしやすいするために、区の窓口や事業所が連携します。

○基幹相談支援センターの機能を強化することで、
相談の仕組みをよりよいものにします。

○たくさん困りごとを抱える人を支えるために、
相談を受ける様々な窓口が連携します。



②「生活を支えるサービス等の充実」のために

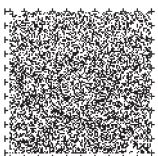
○在宅サービスなどの情報を障害に合わせて工夫して伝えます。

○障害のある人の一人暮らしをしやすいよう支援をします。

○お年寄りになっても安心して暮らせるよう支援します。

○重い障害のある人の通いの場での支援をします。

○高次脳機能障害の人やその家族を支援します。



③ 「^{そだ}育ちを^{ささ}支えるサービス^{とう}等の^{じゅうじつ}充実」のために

- ^{しょうがい}障害のある^こお子さん向けの^{ふくし}福祉サービスを^{つか}使いやすくします。
- ^{おも}重い^{しょうがい}障害のある^こお子さんや^{かぞく}その家族を^{しえん}支援します。
- ^{いりょうてき}医療的な^{しえん}支援が^{ひつよう}必要な^こお子さんなどのために
お^{いしゃ}医者さんや^{ふくし}福祉にかかわる^{ひと}人などが^{れんけい}連携します。
- ^{いりょうてき}医療的な^{しえん}支援が^{ひつよう}必要な^こお子さんを^{ささ}支えます。

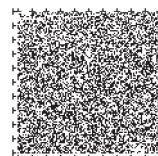
④ 「^{あんしん}安心して^す住み^{つづ}続けるための^{しえん}支援の^{じゅうじつ}充実」のために

- ^{あんしん}安心して^{ちいき}地域で^す住み^{つづ}続けられる^{しく}仕組みづくりとして
^{ちいきせいかつしえんきよてん}地域生活支援拠点の^{とりくみ}取組を^{すす}進めます。
- ^{しょうがい}障害のある^{ひと}人の^{ちいき}地域での^{せいかつ}生活を^{しえん}支援します。
- ^{しょうがい}障害のある^{ひと}人が^{りよう}利用する^{しえん}グループホームを^{しえん}支援します。
- ^{せいしんしょうがい}精神障害のある^{ひと}人の^{ちいき}地域での^{せいかつ}生活を
^{ささ}支えるために^{いしゃ}お医者さんや
^{ふくし}福祉にかかわる^{ひと}人などが^{れんけい}連携します。



⑤ 「サービスの^{しつ}質の^{かくほ}確保・^{こうじょう}向上」のために

- ^{ふくし}福祉サービスを^{ていきよう}提供する^{じぎょうしょ}事業所を^{しえん}支援します。
- ^{ふくし}福祉サービスを^{よりよく}よりにくするための^{とりくみ}取組を^{すす}進めます。
- ^{ふくし}福祉サービスを^{ていきよう}提供する^{じぎょうしょかん}事業所間の^{れんけい}連携を^{しえん}支援します。

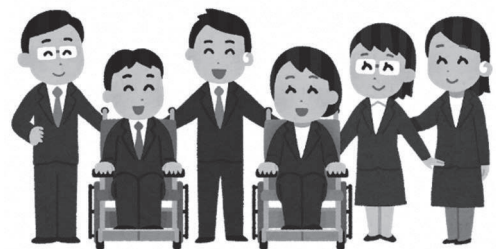


(2)個性豊かに 輝ける環境づくり

「個性豊かに 輝ける 環境づくり」では、3つのことに
取り組みます。

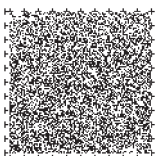
①「就労支援の充実」のために

- 障害のある人が 一般の会社で 働けるように、
障害者就労支援センターなどが 支援します。
- 障害のある人が 長く 働き続けられるように 支援します。
- 障害のある人が つくったものを 売る機会を 増やしたり、
区が 優先的に 購入したりします。



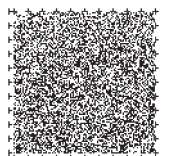
②「多様な活動の機会確保や参加の支援」のために

- 障害のある人が 色々なことを 学んだり 習ったりする
生涯学習活動に 参加しやすくします。
- 障害のある人が 利用しやすい 図書館づくりを 進めます。
- 障害のある人の スポーツ活動を 支援します。



③ 「育ちのサポートシステムの推進」のために

- 育ちに支援を 必要とする お子さんを 支える
子ども発達支援センター ゆりのきの 取組を 進めます。
- 子ども発達支援センターの 支援にかかわる人の
知識や 技術を 高めて よりよい支援を 行えるようにします。
- 生まれたときから 高校を 卒業するまで 通うところが
変わっても、支援が 受けられるように
「育ちのサポートカルテ」の 取組を 進めます。
- 保健所や 保健センターと 子ども発達支援センターが 連携して
支援が 必要な お子さんを いち早く 支援につなぎます。
- 発達障害についての 講演会や 冊子の配布などを 通じて
発達障害を 知ってもらう 取組を 進めます。



(3)だれもが共に暮らせるまちづくり

「だれもが 共に暮らせる まちづくり」では、3つのことに
取り組みます。

①「障害者の権利擁護と虐待防止」のために

○自分で 考えて 決めることが 難しい 障害のある人を
成年後見支援センター「すてっぴ中央」が 支援します。

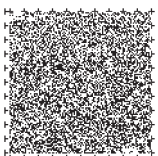
○成年後見制度を 知ってもらう 取組を 進めます。

○成年後見制度を 利用する人などを 支えるために、
法律や 福祉にかかわる人が 連携する 仕組みをつくります。

○障害のある人が 傷つけられたり、いやな思いをしないように
相談を受けたり、虐待防止の大切さを たくさんの人や
会社に 知らせる 取組を 進めます。

②「心のバリアフリーの推進」のために

○障害のある人への 差別をなくすために、合理的配慮の
提供や 差別をなくすための 講演会などの 取組を 進めます。



○たくさんの人^{ひと}や 会社^{かいしゃ}に、 障害^{しょうがい}や 障害^{しょうがい}のある人^{ひと}への
配慮^{はいりょ}や 支援^{しえん}について 知^しってもらうために、 ヘルプマークや
ヘルプカードを 広^{ひろ}める 取組^{とりくみ}などを 進^{すす}めます。

○「健康福祉まつり」など 地域^{ちいき}の人^{ひと}と 障害^{しょうがい}のある人^{ひと}が
交流^{こうりゅう}できる 取組^{とりくみ}を 進^{すす}めます。

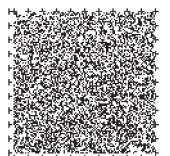
○障害^{しょうがい}のある人^{ひと}を支^{ささ}える 団体^{だんたい}の活動^{かつどう}を 支援^{しえん}します。

③「安全・安心なまちづくりの推進」のために

○災害時^{さいがいじ}などに 障害^{しょうがい}のある人^{ひと}が 安全^{あんぜん}に 避難^{ひなん}できるように、
「災害時地域たすけあい名簿^{めいぼ}」の取組^{とりくみ}や 福祉避難所^{ふくしひなんじょ}の 整備^{せいび}の
取組^{とりくみ}を 進^{すす}めます。

○障害^{しょうがい}のある人^{ひと}が 必要^{ひつよう}とする情報^{じょうほう}を 得^えられるように、
障害^{しょうがい}に 合^あわせて 点字^{てんじ}や 手話^{しゅわ}などを 使^{つか}って わかりやすく
情報^{じょうほう}を 伝^{つた}えます。

○障害^{しょうがい}のある人^{ひと}だけでなく 全^{すべ}ての人^{ひと}が 出^でかけやすく
利用^{りよう}しやすくなるように、 道路^{どうろ}や 公共^{こうきょう}の建物^{たてもの}などの
バリアフリー化^かを 進^{すす}めます。



第6期中央区障害福祉計画と

第2期中央区障害児福祉計画の目標

国が定める 目標をもとに 第6期中央区障害福祉計画と

第2期中央区障害児福祉計画で 取り組む 主な目標を

紹介します。

(1) 障害のある人の地域での生活についての目標

令和5(2023)年度の 終わりまでに 福祉施設を出て

地域で生活する 障害のある人を 3人 増やします。

(2) 地域生活支援拠点の整備についての目標

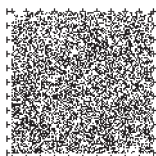
令和5(2023)年度の 終わりまでに 地域での生活を 支える

地域生活支援拠点を 1カ所 整備します。

(3) 障害のある人の仕事に関する目標

令和5(2023)年度に 支援を通じて 一般の会社で 働く

障害のある人が 12人となるよう 取り組みます。



(4) 障害のある子どもへの支援についての目標

国は、児童発達支援センターの設置を定めています。

中央区ではすでに子ども発達支援センターゆりのきを
設置しています。

国は、障害のある子どもが保育所等訪問支援を

利用できるようにすることを定めています。

中央区ではすでに利用できる仕組みができています。

国は、重い障害のある子どもが利用できる

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を

1カ所ずつつくることを定めています。

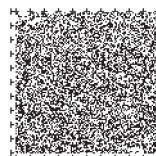
中央区ではすでに整備されています。

国は、医療的な支援が必要なお子さんを支えるために、

お医者さんや福祉にかかわる人が連携する仕組みづくりと

支援につなぐコーディネーターの配置を定めています。

中央区ではすでに仕組みや配置ができています。



(5)相談の取組についての目標

国は、総合的・専門的な相談ができる 仕組みづくりと
地域の 相談窓口を支える 仕組みづくりを 行うことを
定めています。

中央区では すでに 基幹相談支援センターで 取組を
行っていることから 引き続き 取組を 進めます。

(6)福祉サービスの質の向上についての目標

国は、よりよい 福祉サービスを 提供する 仕組みづくりを
行うことを 定めています。

中央区では 福祉サービスを 提供する 事業者への 助言を
行うなどの 取組を 行っています。

中央区障害者計画・

第6期中央区障害福祉計画・

第2期中央区障害児福祉計画

<わかりやすい版>

令和3(2021)年3月発行

発行:中央区福祉保健部障害者福祉課

東京都中央区築地一丁目1番1号

電話 03(3546)5389(直通)

FAX 03(3544)0505

印刷:株式会社ブルーホップ

東京都中央区八丁堀一丁目11番3号

刊行物登録番号

2-083

